

る。かくして労働者の血のじむ斗争によつて獲得せられた八時間労働制は他の造船所例へば海軍工廠の八時間半労働制や三菱造船所の九時間労働制を外にしてその後も持續されたのであつたが、昭和九年三月十六日に至り艦船工場だけ半時間の延長を強ひられ、八時間半労働制を實施せられることになつたのである。その事情は次の如くである。即ちその時新らたに赴任して來た吉岡所長（艦船工場）は同社の整理を完了することに意を注ぎ、したがつて、負債を整理するためには生産能率を上げることが最も肝要であり、それには労働能率を上げること即ち労働時間を延長することが必要であると考え、公式に誓約した譯ではなかつたが、「整理が完了したらもとの八時間制に復歸する」旨を暗示して従業員の協力を求め、従業員も亦労働条件を良くして貰ふためには一日も早く会社の負債が整理されることは望ましいのであり、それに對しては、幾分の犠牲を耐え忍ぶことも止むを得ないであらうとして之を承認したのであつた。ところが、時日の経過に従つて前述の「

整理が完了したら」と言ふ非公式の條件はその非公式の故に「景氣が良くなつたら」と言ふ條件に轉化されて従業員に考へられるようになつた。しかるに最近のように景氣が良くなつても一向時間の短縮がなされそうにないところから、次第に従業員の間では不満が醸成し始め、そのうち、産業報國會が結成されることになつたので、懇談會の席上、しばしば元の八時間制に復歸せられる様主張するところがあつたが、之に對して吉岡所長の態度は好意的でなく寧ろ却つて軍隊式に委員の發言に對して命令的抑制を行ふことが多かつた様である。それ故、従業員の不満は益々昂じ、吉岡所長に對する反感は相當強烈なものがあつたも、如く、ひいて會社に對しても純良ではあり得なかつたようである。今回の紛議は直接的には後述する如く、増資記念手當を原因として發生したのであるが、それよりも、紛議現象を必然ならしめた、より根本的なものを求めるならば、右の事情に胚胎してゐることは否むことは出來ない。手當問題は云はば前述の低流のはけ口を與へた